

入札監理小委員会
第566回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第566回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和元年10月23日（水）17：00～18：01

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務

3. 事業評価（案）の審議

○国民年金保険料収納事業（平成29年度開始、平成30年度開始）

4. 閉会

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、中川副主査、生島専門委員

（環境省）

水・大気環境局水環境課海洋環境室 中里室長

水・大気環境局水環境課（海洋環境室併任） 新保課長補佐

（日本年金機構）

国民年金部 小崎部長

国民年金部 金子参事役

国民年金部年金収納グループ 飯間グループ長

国民年金部 大島部員

国民年金部 内田部員

（事務局）

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第566回入札監理小委員会を開催します。

本日は、実施要項（案）の審議として「東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務」、事業評価（案）の審議として「国民年金保険料収納事業（平成29年度開始、平成30年度開始）」の2件の審議を行います。

それでは、「東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務」の実施要項（案）について、環境省 水・大気環境局 水環境課 海洋環境室 中里室長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○中里室長 ただいまご紹介にあずかりました環境省海洋環境室の中里でございます。

では、資料1-2、東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務に関する民間競争入札実施要領（案）につきまして、御説明させていただきたいと思っております。

今回のこの調査業務でございますが、民間競争入札を実施させていただきました。残念ながら、1者応札という形になってしまいまして、今回、再度これをやろうということで、今回ここでお諮りするものでございます。

開いていただきまして3ページでございますが、中ほどに目的がございます。表題からも御推察されますように、この事業につきましては、東日本大震災においていろいろな化学物質などが海に流れました。その中には油とか、当然、放射性物質もあったわけでございます。そうしたものは非常に国民の健康なりに影響するものですから、その状況を経時的に見ていこうというために始めたものでございます。

この事業の内容でございますが、3ページ、1)にございますが、調査計画の立案というのがございまして、その後、次のページに調査の実施・分析・結果解析及び取りまとめというものがございます。その後、検討会というのが9ページにございまして、検討会の設置・開催と、あともう1つ、10ページにございますが、環境省ホームページの公表コンテンツの作成ということで、調査の計画立案から実施、さらに結果の取りまとめから、環境省としての情報の公開といったところまで、一連の業務をお願いするものでございます。

今回2回目ということでございまして、これまでご議論いただきました議論を踏まえまして、修正等をさせていただいているところでございます。

特に今回の修正点について御説明をさせていただければと思っております。

4ページ中ほどを御覧ください。報告書については、最新のものを公表して、業者の方に参考にしていただくこととしたいと考えてございます。

めくっていただきまして、入札に参加する情報公開の部分でございますが、12ページでございます。

スケジュールでございますが、これまでは大体、入札の公告から、実際に提案書を提出いただく締切りが1月だったのですが、ここは12月上旬には入札の公告を始めまして、1月の下旬ということで、実質的に2カ月、この入札をいただく期間を設定してございます。それがまず第1点目でございます。

2点目でございますが、14ページになりますが、落札者を決定するための評価基準というものがございます。ここでは、既に御指摘いただいたところでございますが、やはり実績者に有利なのではないかという御指摘もございまして、そこは評価点を変えてございます。ある程度、実績がなくても参加しやすいようにということで工夫をさせていただいたところがございます。

続きまして15ページの上のほうですが、6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項でございます。従来、どのように実施したかというのを別添3のほうに示してございます。

別添3を見ていただきますと、ページ数が振ってなくて大変恐縮なのですが、従来の実施状況に関する情報の開示というのがございます。これで、実はこれまでも、請負業者が再委託に出してございまして、どういった項目を再委託に出しているかというものを、この中でも提示させていただいてございます。別添4の前のページになりますが、いろいろな分析項目がございまして、「こういったものを再委託にしていますよ」ということと、その金額も含めて開示してございます。こういった部分が、再委託も可能なのだということを知りたしまして、参加しやすくするというような工夫をさせていただいているところでございます。

あとは、それほど大きくは変わっていませんが、従来、1者しか入札していただけなかったこともございまして、こういったモニタリング、海洋調査をする企業が集まった団体等もございまして、そういうところにも、事業の内容を説明して、入札を促していきたいと考えてございます。

以上が大体の変更点でございます。これまで御指摘いただいた内容等を踏まえまして、なるべく入札に参加しやすいようにということで、我々としても対応したいと考えてございます。

あと、パブリックコメントにつきましては、若干、修辞上の指摘をいただきましたが、

それぐらいでございまして、実質的な変更等は特にございません。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの実施要項（案）の説明について、御意見、御質問のある委員におかれましては、御発言をお願いいたします。

○浅羽副主査 御説明いただきどうもありがとうございました。今回、開示の中で目玉になるのが再委託の部分だろうと思います。この再委託に関してですが、全く同じ再委託先を別の事業者が指名するみたいなことは、現実問題としてあり得るでしょうか。

○中里室長 それはあり得ると思います。技術を持っているところは幾つかあるかと思いますが、その中で請け負ったところが、はっきり言えば、付き合いはわかりませんが、信頼性ですね、やはりこれまでの信頼性の高いところをお願いするということは十分あり得ると思います。

○浅羽副主査 その際に、現在の再委託先と、元請とっていいのでしょうか、請けているところの関係性など、特に気にする必要はないですか。今回のことに関してはないという理解でよろしいでしょうか。

○新保課長補佐 ないと理解しております。

○浅羽副主査 そうすると、再委託先の情報さえきちんと確保すれば、そこに別の業者をお願いするというのも、もちろんそれは民間同士の契約関係なので、金銭などで折り合えばという前提になりますが、折り合いさえすればあり得るし、広がりとしては可能性があるかと理解してよろしいですか。

○新保課長補佐 はい、そのように理解しております。

○中川副主査 御説明ありがとうございました。新規参入を促す際のポイントが多分2つあると思うのですが、1つは、再委託先は、今使っていらっしゃる再委託先以外の業者の可能性というのは。

○新保課長補佐 基本的に、再委託を実施している内容は、試料の採取ですとか、一般的に分析項目の分析となっておりますので、十分にほかの業者でも対応可能な内容と理解しております。

○中川副主査 わかりました。では、そちらの点も1つ、新規採用を促す1つの要素になるかと思えます。

もう1つは、再委託以外の部分、契約金額でいうと多分3割程度かと思うのですが、こちらの部分に新規参入者が工夫を施して、例えばコスト削減をするとか、あるいは質を上

げるとか、そういった余地はありますでしょうか。

○中里室長 例えば、自分で船を持っていない場合、どこを傭船するかといったところで工夫の余地はあろうかと思います。東北地方の船を雇えば、多分、回航する費用も減りますので、そういった余地は十分あるかと思っています。

○中川副主査 ありがとうございます。今の2つの点は、説明会等で新規参入を促す際の御説明に加えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○尾花主査 再委託先の点で、請負の契約形態にもかかわらず、再委託金額まで調べていただきありがとうございます。きっとこれは多くの入札者に関心を持っていただく上で重要な情報だったかと思います。なかなか難しいのに調べていただいてありがとうございました。

いろいろ取り組んでいただいているのですが、先ほどから、他の委員も申し上げたとおり、業界団体等への声かけについて、今のお話を聞くと、調査会社自体にも声をかけてもいいし、もっと、それを使っているコンサルレベルの人にも声をかけてもいいというように理解をしました。方針としてはどのようなことを考えておられますか。

○新保課長補佐 まさに御指摘のとおりでして、具体的に声かけを予定しているのが一般社団法人の海洋調査協会というところなのですが、こちらの協会には、まさにコンサル的なことをやっている業者から、具体的な採取・分析といったことをやっている業者まで幅広く登録されている団体ですので、こちらにお声がけすれば、全体の業務、それから再委託を請け負う可能性があるような業者にも、基本的には周知ができるものと承知しております。

○尾花主査 ありがとうございます。念のための確認ですが、期間について、今年度1年ということにした御事情と、それから将来の可能性について等を御説明いただけますか。

○新保課長補佐 本事業は、被災地の復興関係ということで、復興特会で実施をしている事業でございます。前回は3年度の複数年契約でやっておりましたが、ちょうど来年度で復興から10年がたつということで、復興庁が当初は10年間限定の時限立法で存在しているということもございまして、復興特会がこのまま存続するかというのが現時点ではっきりしていないことがございます。

そういった状況の中で、その存続を前提として、3年間の事業として発注することは不適切かと考えまして、今回につきましては単年度の事業発注ということにさせていただいているところでございます。

○尾花主査 わかりました。ありがとうございます。

○生島専門委員 御説明ありがとうございます。別添3の、従来の実施に要した人員で、これは常勤職員と非常勤職員は特に示されていないのですが、特段、常勤職員が必要な業務ではないということでしょうか。

○新保課長補佐 そうですね。ちょっと、常勤か非常勤かというところまで、こちらは確認ができていないので、内訳は示せなかったのですが、特段、職員が常勤か非常勤かというのは、この業務に関しては関係がないだろうと理解しております。

○生島専門委員 なるほど。じゃあ、特に御指示は。常勤で何名必要とかいうことはしておられなくて、事業者の御判断でいいということですか。

○新保課長補佐 はい。

○生島専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○尾花主査 すみません、最後に1点だけ。評価項目について、従来業者が有利にならないように加点を工夫していただき、ありがとうございました。

その関係で、ちょっと読み方を教えていただきたいのですが、4.2の事業者の実績、能力、資格については、これは調査計画立案に係る実績か解析の実績、どちらか持っていれば3点という読み方をしてよくて、5の組織については、調査計画立案に係る実績及び解析に係る実績は、両方持っていて初めて2点という読み方でよろしいですか。

○新保課長補佐 はい、そのように理解していただいて大丈夫です。

○尾花主査 わかりました。そうすると、実績については、従事者の部分は随分条件を下げた、条件が下がっているということですね。

○新保課長補佐 ここは特段、今回から修正した部分ではございませんが、4.2、5、どちらについても、全体に対する配点を下げておりますので、全体として新規の事業者が入りやすくなったものと承知しております。

○尾花主査 わかりました。ちょっと心配をしたのは、どちらかの実績さえあれば、一応3点もらえるということで、重要な業務で両方実績がなくてもいいのかなと思ったのですが、そこは構わないという御判断を確認させていただきたかった次第です。

○中里室長 従事者につきましては、請負業者がまた再委託する場合もございますので、必ずしも従事者が両方持っている必要はないだろうと。ただ、組織としては、それをやったことがあるかどうかというのは問題になりますので、そこは「及び」という形で結んでいるということです。

○尾花主査 わかりました。では、強弱をつけて評価項目をつくっていただいているということで了解いたしました。

ありがとうございました。それでは、実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にありません。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（環境省退室）

（日本年金機構入室）

○尾花主査 それでは、事業評価（案）の審議を行います。国民年金保険料収納事業（平成29年度開始、平成30年度開始）の2年度分の実施状況について、日本年金機構国民年金部 小崎部長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○小崎部長 日本年金機構の小崎と申します。よろしくお願いいたします。

それでは私のほうから、民間事業者に委託しています国民年金保険料収納事業の実施状況につきまして、お手元の資料に沿って御説明をさせていただきます。資料はダブルクリップを外していただきまして、資料2-1、A4判の国民年金保険料収納事業の実施状況についてという資料でございますので、この資料に沿って説明させていただきます。

まず1ページ目、事業概要でございますが、(1)委託業務内容につきましては、記載のとおり、国民年金保険料の滞納者に対する納付督促などになっております。

それから(2)に委託期間と記載がございますが、今回の御報告は、この委託期間に下

線を引いておりますが、平成29年度開始事業につきましては第2期の12カ月間、平成30年度開始事業につきましては第1期の7カ月間の実施状況について、報告させていただきます。

お開きいただきまして、2ページを御覧いただきたいと思います。受託事業者につきましては、資料に記載のとおり、平成29年度開始事業につきましては2者でございまして、バックグループ、それから日立トリプルウィンとなっておりまして、それから平成30年度開始事業につきましては3者でありまして、アイヴィジット、バックグループ、日立トリプルウィンということになっております。

受託事業者決定の経緯でございますが、平成29年度開始事業、平成30年度開始事業、ともに複数の事業者から提出いただきました企画提案書というものを、国民年金保険料収納事業に係る評価委員会において審査をし、評価基準を満たした事業者に対して技術的評価点を付与いたしました。

それから、29年度開始事業、30年度開始事業、それぞれ平成29年7月11日、あるいは平成30年7月13日に開札を行いまして、入札価格をもとに価格評価点を算出し、技術評価点と価格評価点を合計した総合評価点の最も高い者を落札者としております。

3ページを御覧いただきたいと思います。平成30年12月に行いました契約変更につきまして、記載させていただいております。

平成30年度につきましては、年度の前半に、現年度の伸び率が極めて低い数字になったことから、その改善を図るために、3点の契約変更を行いました。

まず1点目でございますが、平成29年度から督促頻度を6カ月に一度としておりましたが、その督促頻度につきまして、6カ月から3カ月に見直しをしたというものでございます。

2点目でございますが、機構が特別催告状を送付してから一定期間、おおむね2週間程度ですが、送付後2週間に納付があったものにつきましては、受託事業者の実績としていませんでしたが、それにつきまして、送付前後の一定期間としていますが、ここに記載のように、特別催告状の送付21日以降から送付後14日までに受託事業者が接触した者の月数を、実績へ反映することに見直しをしました。

3点目ですが、例年、年末を保険料納付強化月間として、短期未納者を中心に機構が特別催告状等を送付していますが、その送付後、受託事業者が後追いをするなど、機構と連携した納付督促を行うよう見直しをしました。

お開きいただきまして、4ページを御覧いただきたいと思います。確保されるべき事業の質の達成状況につきまして、記載をしております。

本事業では、年金事務所との一層の連携強化を図るため、達成目標の指標として納付率を設定しております。下の表に記載しておりますとおり、現年度全体としましては、平成29年度開始事業については達成目標7.6%に対して、実施結果7.93%になっておりまして、達成ということになっております。平成30年度開始事業につきましては、達成目標20.69%に対して実施結果20.56%ということで、未達成となっております。

受託地区別につきましては、平成29年度開始事業は10地区中8地区で達成しており、平成30年度開始事業は13地区中7地区で達成しております。

詳細は、資料が別添2というものがついておりまして、そこに記載してございますが、資料が多いものですから、また後ほど御覧いただければと思います。

それから、同じ表ですが、過年度1年目全体では、表のとおり平成29年度開始事業は未達成、平成30年度開始事業は達成ということになっております。これも、受託地区別では29年度開始事業が10地区中2地区達成ということで、30年度開始事業は13地区中9地区で達成しているということでございます。

過年度2年目全体では、表のとおり、平成29年度開始事業、平成30年度開始事業ともに未達成となっております。

これも地区別では、29年度開始事業は10地区中2地区達成しておりまして、30年度開始事業は13地区において未達成となっております。

この、過年度における達成状況が現年度に比較して低調だった要因としましては、現年度納付率の向上に注力した結果、過年度への対応が不十分であったこと、また現年度納付率の伸び幅が毎年度、目標を超えて達成していることから、これを引き継ぐ過年度における督促対象月数が低減していることから、過年度の納付率の伸び幅が小さくなっているということが考えられます。

なお、平成29年度開始事業と平成30年度開始事業の達成目標の数値が大きく異なっております。これにつきまして若干御説明させていただきたいと思います。ページが飛んで申しわけございませんが、7ページを御覧いただきたいと思います。

7ページに算出式を記載しております。平成30年度開始事業につきましては、達成目標から、算出式の分母である納付対象月数から、納付期限内の納付月数を除いております。要は、分母から分子の対象とならないものを除いたということで、率がより実績をあらわ

すような形にしております。このため、達成目標の数値がかなり大きく異なっているということとなります。

資料5ページに戻っていただきまして、達成目標の達成状況に関する比較でございます。平成29年度開始事業の前回事業に当たります26年度開始事業の28年5月から29年4月の1年間と、今回事業の30年5月から31年4月を比較しています。

これも、今回事業の達成目標の算出式が、前回事業から主に3点の変更点がございます。

まず1点目でございますが、前回事業においては全ての事業所に一律に設定した加算率を、各年金事務所単位の未納者における所得層分布に基づき加算率を設定し、地域性に合った目標となるように設定しました。

2点目でございますが、機構の業務としながら受託事業者の実績に含まれていた、機構が特別催告状を送付してからの一定期間の納付につきまして、達成目標の実績から除外することとしました。これについては、先ほど御説明しましたように、平成30年12月の契約変更で変えてございます。

このような変更があるため、達成状況を単純に比較することはできませんが、下にある表のとおり、現年度につきましては上回り、過年度1年目、2年目につきましては下回る結果となっております。

続きまして、資料の6ページを御覧いただきたいと思います。同様に、平成30年度開始事業の前回事業に当たります27年度開始事業の29年10月から30年4月の7カ月間と、今回事業の30年10月から31年4月を比較しております。

平成30年度開始事業の達成目標の算出式も若干変更してございまして、平成29年度開始事業の考え方に加えて、受託事業者の督促対象とならない納付期限内納付月数を納付対象月数から除外して設定しております。このことから、これも単純に比較することはできませんが、現年度、過年度1年目については上回り、過年度2年目につきましては下回るという結果になってございます。

資料の9ページを御覧いただきたいと思います。実施状況の調査について記載しております。

まず調査の実施方法につきましては、調査項目といたしまして（ア）から（ウ）まで記載しておりますが、1つは納付督促等の実施手順別の全滞納者への督促実施状況の比較。それから接触率等の効果の比較。それから事業の運営に要した費用ということで、それぞれ比較をしております。比較の方法としましては、同一の対象地域、同一の期間でそれぞれ

れの事業の実績を比較してございます。

資料の10ページをお開きいただきたいと思います。調査結果でございます。

まず、納付督促等の実施手法別の全滞納者への督促実施状況の比較でございますが、表のとおり、平成29年度開始事業、平成30年度開始事業ともに、督促実施手法の多くにおいて、今回事業が前回事業よりも少なくなっているということです。合計でいいますと、29年度開始事業が前回は6.52回、今回は合計で4.52回ということで、30年度開始事業につきましては前回は合計で3.39回のところが、今回は2.7回となっております。

要因としましては、平成29年度開始事業より督促頻度を3カ月に一度から6カ月に一度に見直したということが考えられます。

次に、10ページの下段から11ページにかけまして、接触率と効果率の比較をしております。接触率は、督促を行う対象人数に対してどの程度接触できたかを示す指標でありまして、効果率は、接触できた人に対してどの程度納付に結びついたかというのを示す指標となっております。

接触率と効果率の比較でございますが、11ページの表に記載しておりますとおり、接触率につきましては平成29年度開始事業、平成30年度開始事業ともに、電話督促及び戸別訪問において今回事業が前回事業よりも少なくなっています。

要因としましては、滞納者1人当たりの督促回数が少なくなったことにより、受託事業者が滞納者1人に対し接触する機会が少なくなったということが考えられます。

逆に効果率としましては、今回事業が前回事業よりも大きくなっています。要因としましては、受託事業者が督促効果の高い短期未納者に対する督促に注力したということが考えられます。

資料13ページを御覧いただきたいと思います。ここでは、事業の運営に要した費用の比較でございます。委託費と、受託事業者が獲得した納付月数をもとに、納付月数1カ月を獲得するために要した費用を算出し、これを比較しております。

表のとおり、納付月数1月獲得に要した費用は、平成29年度開始事業、平成30年度開始事業ともに、今回事業が前回事業よりも少なくなっております。

要因としましては、この後、実施経費の状況等の記載がありますが、平成29年度開始事業の第2期と、平成30年度開始事業の第1期の実施経費自体が減少しているということにあります。

次に、受託事業者からの提案等による改善・実施事項でございますが、受託事業者からの提案を採用したというものではありませんが、受託事業者の連携強化により、達成状況が改善したということについて記載をさせていただいておりまして、特別催告状送付対象者に関する情報等を受託事業者に積極的に機構から提供しまして、受託事業者はその提供を受けた情報をもとに督励を実施するという一方で、対象者への確実なフォローが行われたということを記載しております。

それから、契約変更により短期未納者に対する督励頻度を見直したことも、あわせてここに記載させていただいております。

資料をおめくりいただきまして、14ページを御覧いただきたいと思います。先ほど触れました実施経費を記載させていただいております。

平成29年度開始事業の2期における実施経費につきましては、下の表に記載しておりますとおり10地区で合計約15.2億円の委託費であるのに対しまして、前回委託費の経費は約24.8億円ということですので、大幅な減少となっております。

それから30年度開始事業の第1期における実施経費につきましては、13地区で合計約15.4億円の委託費であるのに対しまして、前回委託費の経費は約21.3億円ということですので、これについても大きく減少しているということでございます。

実施経費が減少している要因につきましては、同一対象者への過剰な督励を防ぐ観点から、督励頻度を3カ月に一度から6カ月に一度に見直したということで、督励件数が抑制されたこと。また、事業の費用対効果の向上を目的として、戸別訪問員の必須配置数を見直したということが考えられます。

なお、平成30年12月の契約変更により、短期未納者に対する督励頻度を3カ月に一度に見直しましたが、契約変更後においても実施経費総額、単月換算値とも減少しております。

資料の15ページを御覧いただきたいと思います。ここは、増減額措置の状況につきまして記載をさせていただいております。

本事業におきましては、達成目標の達成を促進するために、受託事業者に対して、(3)に記載しておりますように、増減額措置の考え方に示す割合によりまして、達成目標の達成状況に応じた増減額措置を講じております。

平成29年度開始事業につきましては、およそ5,600万円の減額措置、それから平成30年度開始事業につきましてはおよそ4,900万円の減額措置と、平成30年度事業

全体としましてはおよそ1億円の減額措置ということが適用されております。

16ページを御覧いただきたいと思います。最後に評価のまとめと今後の方針について記載させていただいております。

本事業の実施に当たり設定された達成目標につきましては、達成状況に未達成の項目はあるものの、納付1月を獲得するために要した費用単価は下がっておりまして、その効率性は大きく向上したと評価しております。

次回の実施要項においては、現行事業の平成30年度10月開始事業を基本としまして、過年度対策の充実を図り、事業全体の納付率向上につなげることを目的として、中長期未納者を対象として督促頻度を上げることを検討いたします。

あわせて、中長期未納者につきまして、免除獲得による納付率への効果が大きく見込まれることから、受託事業者が免除獲得した際のインセンティブを検討して、受託事業者の積極的な免除獲得への対応を推進することといたします。

なお、契約期間の延長につきましては、平成29年度開始事業、平成30年度開始事業ともに、要件を満たす地区はなかったため、契約期間を延長する地区はございませんでした。

最後に、17ページ、18ページに、市場化事業だけではなくて機構全体としての国民年金保険料の納付の実績を記載しておりますが、これも後ほど御覧いただければと思います。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 続きまして事務局より、国民年金保険料収納事業の評価（案）について御説明いたします。

事業の概要につきましては、日本年金機構より説明がありましたので割愛いたします。

評価につきましてはですが、総務省としては、市場化テストを次期も継続することが適当であると考えてございます。

以下、その検討についてでございますが、本事業の質の確保及び向上を図るために確保されるべき質の達成状況について検討したところでございます。

先ほど年金機構より説明がありましたとおり、目標納付率の達成状況につきましては、達成と未達成がそれぞれございましたが、全体といたしましては、前回事業と指標が大き

く異なるということではございますが、平成29年度事業については、現年度については上回って、過年度1年目、過年度2年目については目標を下回った。平成30年度事業につきましては、現年度、過年度1年目については前期事業より上回り、過年度2年目の事業については前期の事業より下回ったというところでございます。

実施経費につきましては、平成29年度開始事業及び平成30年度開始事業、それぞれともに費用は減少しているというところでございまして、また納付月数1月獲得に要した費用についても、平成29年度、平成30年度ともに前期より減少しているというところでございます。

まとめといたしましては、今申し上げたとおり、経費の削減が行われております。また、受託事業者の決定については、いずれの契約地区においても複数応札となっております。また、達成目標につきましては、前回事業と比較して未達成の項目はあるものの、納付1月を獲得することに要した費用単価は下がっております。

次期事業につきましては、市場化テストの枠組みの中で、さらにサービスの質である達成目標を上回るよう努め、納付率の向上を図っていく必要があると考えております。

事務局からの説明は以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価案について、御質問、御意見のある委員は御発言を願います。

○浅羽副主査 御説明いただきどうもありがとうございました。御説明いただいた内容で、確かに効率性が大きく向上しているというのは、これはもう明らかな事実として認められるところで、評価すべき点だと思います。

ただ、一方で、目標が達成できていないところがあるというのも、これもまた事実で、今後どうするか。中長期未納者を対象として督促頻度を上げることを検討するということですが、最後のほうで御説明いただきました。

そうしますと、今後の可能性といたしまして、納付率が上がる可能性は、中長期をやれば、過年度等も向上する可能性はあるだろうと理解できるのですが、同時に効率性のほうは若干落ちる可能性があるのではないかと思ったのですが、その点につきましてはいかがでしょうか。

○小崎部長 納付率の観点ということと、効率性の観点ということだと思のですが、中長期未納に対して、これから対応していかなければいけないと機構として考えていますのは、納付率の観点のほかにも、無年金者に対する対策というのを、これからきちんと、年

金事業を運営する組織として、しっかりやっていかなければいけないということがありますので、効率性もさることながら、効率性だけではなくて、しっかりとしたビジョンを持った事業をしていくということを、今、考えているというところで、中長期未納を対象としているということです。

○浅羽副主査 ありがとうございます。その際に、私どもも悩ましいところなのですが、今回の御報告で、単価でいうと400円のものが300円に、335円のものが312円にというぐあいに、明らかに減少していることはわかるのですが、これは、例えば今度少し違うやり方をして、「納付率のほうをもっときちんとと目標を達成できるようにしよう」、「そのために多少コストはかかっても、国民全体として見てベネフィットが上がるだろう」ということで、上がったというときに、さて、何と比較して良好と考えるのか、あるいはどれぐらいの水準だったら良好な結果と評価できるのかというところが、とても悩ましい。

400から300に上がった、これが350に戻りましたと。よかったという評価もできるし、でも効率性は少し損なわれたという評価もできるかもしれない。納付率は一定程度達成できた、それとのバランスですよね。

もちろん、300円がさらに下がって280円になったとか、そうすればよりよいことは間違いありませんが、そんなに単純な話ではないというふうに私どもも理解しておりますので、そのあたりにつきましては、目星で金額幾らなんていうものは、当然こんなものは結果の話ですのでわからないと思いますが、どのようなことを想定されていらっしゃるのか、お聞かせ願えれば幸いです。

○小崎部長 非常に難しい質問だと思いますし、これは幾らだったらいいという指標をつくるということは、今おっしゃるように難しいと思います。

ただ、基本的に、保険料というよりは国の予算ですので、予算には限りがあります。だから、できる限り効率性を上げるということは、それは使命だと考えていますので。一方で納付率を上げる、無年金者をなくすというのも使命と考えていますので、それをどう組み合わせるかっていうことだと思いますので、答えになっていませんが、いずれにしてもいろいろな対策を打って、なるべく効率性を上げてやっていくということではないというふうに考えています。

○浅羽副主査 どうもありがとうございます。

○生島専門委員 御説明ありがとうございます。過年度の納付率を上げるほうが短期の方より難しいというのは、恐らく理由として、うっかり忘れというよりは、なかなか経済的

に払いづらい状況の方が多いのかなと思うのです。なかなか払えない方に何度お願いしても払いづらいという状況があるから、繰り返しても効率は下がってしまうし、納付率もそんなに上がらないということを想定されて、とりあえず払える人にまずどんどん払ってもらおうという形でやられて、効率も上がってということで、そこはよろしかったのかなと思います。これは、全くただのアイデアなのですが、今後こういった、今までの正攻法での督促を続けるのと同時に、今、大分皆さん、スマートフォンなどが浸透しているので、メールだけではなくて、SNSのアプリケーションではないですが、そういったもので、納付日ですよとか、お忘れになっていませんかみたいな、そんなに多分コストはかからないで、ピコーンとポップアップメッセージみたいな形で出るようなことを検討してはいかがでしょうか。うっかり忘れの方に関しては、さらに、「あっ、そうだった」というので払えるのであれば、さらにそこはコストが下がるような気がしているのと、そうでない方に関しても、やはり数カ月に一度来るよりは、毎回画面に「また来た」「また来た」というと、「そうだ、払わなきゃいけないんだな」「払わなきゃいけないんだな」と思うほうが、もしかしたら脳裏に残りやすかったりするのかなと。

今すぐにとということではないのですが、今の時代の流れを考えると、特に若い方とか、どんどんスマホになっていっていると思いますので、今後はそういうことも、経費を下げつつ効果を上げていく一つのやり方なのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○小崎部長 貴重な御意見ありがとうございます。機構の中でも同じようなことはいろいろ検討しておりまして、ただ、相手方に送るに際して、今、ねんきんネットというのを機構でやっておりまして、ねんきんネットにご登録いただいている方に関しては、機構から情報を配信するというのをやってございますが、ただ、いかんせん、まだそれは登録いただいている方がまだそんなに多くありませんので、ねんきんネットをいかに普及していくかということは今、やっております。

それから、確かに今はスマホを使っているいろいろなことができますので、何ができるかというの引き続き検討していきたいと思います。

○生島専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○尾花主査 御説明ありがとうございました。16ページにある、今後の方針としては、中長期未納者に対しては督促頻度を上げたり、免除獲得したときのインセンティブを検討するというような形で注力していこうというのが次年度のご方針と伺ったのですが、もう少し具体的に、何か考えていらっしゃるのであれば、お聞かせください。

といいますのも、15ページにある増減額の措置の状況を見ますと、未達成のためにマイナスに、事業者からはディスインセンティブになっており、それとの関係でインセンティブを定めるのは非常に難しいかと思うのですが、何かお考えになっている点はございませんでしょうか。

○大島部員 国民年金部の大島です。お答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、今年度につきましては、30年度の実績としておよそ1億円のディスインセンティブが発生したということになっております。こちらは、各受託事業者におきまして、事前に定めた達成目標を達成するために、初めに督励計画というものを立てていただいております。これは具体的に、この達成目標を達成するために何件電話をかけ、何件訪問をする、何件文書を送るというものを年間計画として立てまして、こちらをまず日本年金機構と協議をし、年間の計画を立てて、そちらを実施していただくというのをやっております。今回も、各受託事業者におかれましては、この計画については実行していただきながら、ただ、思ったよりも件数に対する効果が若干足りていなかったということで、達成目標を満たす限度があったということになっております。

そのために、次回契約におきましては、これらの達成目標に対する督励計画が正しく結果に結びつくかどうかというところにつきましても、私ども日本年金機構からも、計画の立て方、あり方というところで、どのようなリスクが潜んでいるかというところを検討しながら協議をすることを考えておきまして、そちらによれば、次回契約はもう少し、達成目標がより現実的なものになるものと考えております。

○尾花主査 すこし、理解ができなかったのですが、達成目標を立てるための計画を、機構と業者でももう少し丁寧につくり上げることによって、より達成目標に到達できるように、機構のほうがお手伝いをする予定だということですか。

○大島部員 そうです。今も、達成目標というのは初めに決まっておりますので、そちらに対して各受託事業者が何件電話をすればどれぐらい会えるであろう、どれぐらい約束がとれるであろうというものを定めて、それに対する計画を立てていただいております。

機構につきましても、事前に情報提供といたしまして、過去のバックデータは提供しておりますので、受託事業者もそれをもとに作成しておりますが、当然、私どもと受託事業者のほうで想定している数字の部分で、バッファーの部分などが違っているケースがございますので、それを、より、今後はこちらからバックデータを提供するだけでなく、受託事業者から提示いただいたデータについてもきちんと見る、その数字が本当に達成目

標を達成するために足るのか、どれぐらい余力を持って計画を立てているのかというところをきちんと見られれば、今のようなリスクは回避できるものと考えているところです。

○尾花主査 わかりました。

○中川副主査 1点いいですか。御説明ありがとうございました。今の件と関連するのですが、実際に計画を立てて、その後実績が出ます。その差分の原因分析というようなことはされていらっしゃいますか。

○大島部員 お答えさせていただきます。原因というのは必ずしも一義的にわかるものではないものもあるのですが、例えば接触率であったり、接触した方がどれぐらい約束をしていただけたかという約束率といったものにつきましては、毎月、実績というものを受託事業者から提供いただいております。そちらを各月の進捗管理という形で、実際の当初の計画と実績がどれぐらい乖離しているかというものを把握しております。

その中で、例えば各月中で思ったより約束がとれていない、あるいは思ったよりも会っていないといった場合については、翌月でリカバリーをするといったところで、現時点においても一定程度、こういった細かい進捗管理を密に行って、達成目標の達成に向けて取り組んだところだと思っております。

その中で、この受託事業者ごと、あるいは契約ごとにそれぞれ要因が異なる部分もございますので、それについては、また次回の契約の際に、バックデータの中で反映させるために受託事業者に提供し——これは受託事業者というか、そのときはまだ応札事業者ですが、そのときに計画を立てるための参考資料として提供したいと思っております。

○中川副主査 なかなか難しいと思うのですが、多分、「払いたくないものは払いたくない」みたいなのところもあると思うので難しいと思うのですが、結局、納付の達成率が大きなKPIになっているので、その部分が受託事業者の努力いかにになってしまうのか、あるいは力業で、先ほど督励回数を6カ月に1回にしたと、もしかしたらそれは逆行しているのかもしれないですし、もしかすると3カ月にしたり、その、うまく原因分析と、実際にその後の改善策が合致するような形で進められるといいなと思うのですが。なるべく受託事業者の努力が反映できるような形に持っていただけたらなと思いますので、よろしくをお願いします。

○尾花主査 すみません、最後に、受託事業者だけの努力でできる部分と、実施府省である機構が頑張っ初めてできる部分があると思うのですが、次年度に向けて、機構として、納付率を上げるために何かさらなる努力として考えている部分はあるのでしょうか。

このままだと、受託事業者の未達成がふえて、減額措置が発生するのが、次年度も続くことについて、事業に対するやる気を失ってしまわれると困るなど思うのです。機構と受託事業者の、官民相まった努力で納付率が上がると思うので、例えば広報を特に頑張りますなど、何かお考えがあるようであればお知らせいただきたいのですが。

○小崎部長 基本的に、受託事業者がやる役割と、機構が本来やる役割は今、分けていますので、そこは重ならないように。そうしないと、機構がやった事業に対して、それが受託事業者の評価にされるということになると困りますので、そこは分けてやるということですが、その中で、いかに効率的にというか、効果を上げるということに関しますと、機構がやった施策に対して連携をして、受託事業者のほうに後追いをしてもらうとか、この辺が効率的だろうからここをやってくださいという情報提供をするとか、そういう、いわゆる機構と受託事業者の連携強化というところが一番、今もやっていますが、これからは必要などころだと思っております。

○尾花主査 わかりました。アプローチをする対象が違うというのはわかるのですが、そもそも本事業は機構の事業であって、受託事業者がなさっている部分であっても、包括的にというか、総じて機構も頑張らなければいけない部分もあると思います。例えば広報とか、さっき言ったスマホでの仕組みをつくって、国民の納付意欲を高める試みみたいなものはしていただけるといいなと思ったところです。現状では、連携を中心にそこを強化していこうとお考えになっているということで理解いたしました。ありがとうございます。

○小崎部長 補足しますと、例えば広報で言いますと、機構もちろん広報には力を入れていきますし、先ほど申しましたようにスマホですとか新しい、今の時代に合った納付督促であったり、広報というのは考えていきたいと思えます。

○尾花主査 それでは、国民年金保険料収納事業（平成29年度開始、平成30年度開始）の事業の評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ございませぬ。

○尾花主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。本日はありがとうございました。

（日本年金機構退室）

— 了 —